

令和3年(2021年)1月14日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担額(保育料)の減免について

日頃より保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年(2021年)1月8日に「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」で通知いたしました、事前連絡のうえ登園自粛を希望される方の保育料の日割り減免について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1 減免対象期間

令和3年(2021年)1月8日(金)から同年2月7日(日)まで

※期間の延長等があった場合には、別途お知らせいたします。

##### 2 手続方法

令和3年(2021年)2月8日(月)までに「利用者負担額(保育料)減免申請書」を在籍園に提出してください。

※事前に在籍園に登園自粛する旨の連絡をしている場合にのみ御提出いただけます。

※事前連絡の方法、期限等については、在籍園に御確認ください。

##### 3 減免後の保育料の計算方法

月額保育料×その月の登園自粛により欠席した日を除く開所日数÷25

##### 4 還付時期(予定)

市からお送りする「減免決定通知書」が届きましたら、在園している保育施設へお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 総務・徴収担当

電話 042-620-7247(直通)